



これから街はどうなる？ 地域づくりは「先」を見ておこなえ?! (2)

加太	西脇	木本	貴志	楠見	有功	直川	紀伊	山口
8.42	14.55	11.70	18.08	12.52	12.47	12.43	11.14	10.68
	松江	野崎	城北	四箇郷	西和佐	和佐	川永	小倉
	12.97	12.26	7.60	13.08	13.52	14.41	16.27	13.15
	湊	雄湊	本町	大新	中之島	宮北	宮	
	11.97	9.22	8.18	7.41	10.43	11.26	13.43	
		砂山	吹上	芦原	広瀬	新南		
		12.16	12.09	11.15	9.15	9.39		
		今福	高松	宮前	三田	岡崎	西山東	東山東
		11.08	8.42	12.52	13.79	12.77	12.29	11.62
		雑賀崎	田野	雑賀	和歌浦	名草	安原	
		8.99	6.58	13.15	10.69	13.38	14.30	
市平均								
12.62								

和歌山市各地区の年少人口割合 (2010年国勢調査確定値より算出)
単位：％ ※白字は全市平均を上回っている地区

「わかつく」142号では、地域別の高齢化の状況をみましたが、今回は地域別の年少人口(0～14歳)の割合をみてみます。

年少人口は中心部外縁に高い分布

左の表は市内42地区の年少人口割合を記したものです。色が濃いほど、年少人口割合が多いことを示します。和歌山市の中心部を取り巻く地域、特に北東部・南東部で色が濃く、年少人口割合が高い傾向がみられます。特に住宅開発が進んでいる地域で高くなっており、特に貴志地区は他地区よりも飛び抜けて高くなっています。

逆に現在、小学校を統合し小中一貫校の整備が進められている市内中心部のエリアは10%を切っており、中学生以下の子どもは人口10人に1人未満という状況となっています。ところがここ数年、市内中心部でも高層マンションの建設が相次ぐなど、いわゆる「都心回帰」の現象がみられるようになってきました。マンションの規模や入居する家庭の年齢層にもよりますが、和歌山市内のある小学校ではマンションの建設に伴い子ども数が増え、急ぎよ学級数を増やして対応した事例もあるといえます。年少人口割合はその親世代の移動に左右されることも多く、高齢人口に比べて転入・転出などの社会増減に左右されやすい側面があることを踏まえておく必要があるかもしれぬ。

子どもの放課後の居場所をどう確保するか

和歌山市では「若竹学級」など学童保育に相当する施設の運営も行われていますが、利用には一定の制約があります。また、児童館やこれに類する設備がない地区も少なくありません。和歌山県全体でも人口あたりの都市公園の面積割合が全国41位(政令市を除く都道府県比較、平成26年度国交省まとめ)となっており、統計的にみると放課後の子どもの居場所が十分整備されているとはいえない環境にあります。

例えば、年少人口割合が多い地域では、地区のなかで子どもが集まりやすく安全を確保しやすい施設などを放課後の子どもの居場所として整備し、地域の大人や学生などの支援を受けながら一緒に遊んだり、みんなで一緒に宿題に取り組んだり、といった取り組みが有効になることが考えられます。

というのも、以前にも取り上げましたが、和歌山県の子どもの家庭での学習時間が短い、ゲームやインターネットの利用時間が長い、朝食を食べない割合が高いなど、生活習慣が乱れていると想定される統計結果が多数出ています。学校や家庭だけでなく、地域ぐるみで子どもの育ちをどう支援するかが重要になりそうです。

対して、年少人口割合が低い地域ではどうすればいいのでしょうか。子どもの絶対数や地域の特性にもよりますが、年少人口割合が低い地域の小学校は児童数が少ない小規模校であるのが一般的。児童数が少ない小学校の子どもは、他の地区に比べてもともと強いと想定されます。しかしそういったなかでも、きょうだいがいない、他の友だちと家が離れている、共働きやひとり親家庭といった環境を抱える児童がいることは十分ありえます。地域の住民のみならずの目が届く範囲で子どもたちがのびのび遊び、勉強できるしくみをどう整えるかを検討するの一手しれません。

「公共財」を補完する住民の役割

これまで述べた「子どもの育ちを応援する役割を担う施設」を行政が整備するのは、限られた予算をやりくりするなかで、どうしても優先度合いは低くなってしまうがちです。行政が整備する公施設は、設置も改修も税金を使うことから、様々な制約を受けることもありえます。でも地域の空き家・空き店舗を活用するなど、今すぐにでもできることはあるかもしれません。

住民のみならずの創意工夫や柔軟性を発揮することができれば、地域のニーズにマッチした「居場所」が実現できるかも。かつてのように「子どもの育ちは地域全体で応援する」仕組みが和歌山市内でも再び広がれば、豊かな子どもの育ちが実現するのではないかと期待されます。

(志場久起)

面積割合が全国41位(政令市を除く都道府県比較、平成26年度国交省まとめ)となっており、統計的にみると放課後の子どもの居場所が十分整備されているとはいえない環境にあります。

例えば、年少人口割合が多い地域では、地区のなかで子どもが集まりやすく安全を確保しやすい施設などを放課後の子どもの居場所として整備し、地域の大人や学生などの支援を受けながら一緒に遊んだり、みんなで一緒に宿題に取り組んだり、といった取り組みが有効になることが考えられます。

というのも、以前にも取り上げましたが、和歌山県の子どもの家庭での学習時間が短い、ゲームやインターネットの利用時間が長い、朝食を食べない割合が高いなど、生活習慣が乱れていると想定される統計結果が多数出ています。学校や家庭だけでなく、地域ぐるみで子どもの育ちをどう支援するかが重要になりそうです。

対して、年少人口割合が低い地域ではどうすればいいのでしょうか。子どもの絶対数や地域の特性にもよりますが、年少人口割合が低い地域の小学校は児童数が少ない小規模校であるのが一般的。児童数が少ない小学校の子どもは、他の地区に比べてもともと強いと想定されます。しかしそういったなかでも、きょうだいがいない、他の友だちと家が離れている、共働きやひとり親家庭といった環境を抱える児童がいることは十分ありえます。地域の住民のみならずの目が届く範囲で子どもたちがのびのび遊び、勉強できるしくみをどう整えるかを検討するの一手しれません。

「公共財」を補完する住民の役割

これまで述べた「子どもの育ちを応援する役割を担う施設」を行政が整備するのは、限られた予算をやりくりするなかで、どうしても優先度合いは低くなってしまうがちです。行政が整備する公施設は、設置も改修も税金を使うことから、様々な制約を受けることもありえます。でも地域の空き家・空き店舗を活用するなど、今すぐにでもできることはあるかもしれません。

住民のみならずの創意工夫や柔軟性を発揮することができれば、地域のニーズにマッチした「居場所」が実現できるかも。かつてのように「子どもの育ちは地域全体で応援する」仕組みが和歌山市内でも再び広がれば、豊かな子どもの育ちが実現するのではないかと期待されます。

(志場久起)

みんなでつくる情報板

わかやまイベントボード

●オペラべらべらコンサート

オペラ初心者にもオペラ通の方々にも納得できるような趣向を凝らしたコンサート。

日時 8月20日(土) 14:00～
場所 紀の川市粉ふるさとセンター大ホール
演目 悲劇「椿姫」(解説付き)
入場料 一般1,000円・高校生以下500円(自由席)
チケット取り扱い 紀の川市粉ふるさとセンター、紀の川市貴志川生涯学習センター、和歌山県民文化会館、ミュージックショップフクイ

●和歌山大学演劇部なつやすみ公演「おかしなはなし」

お菓子がテーマの和歌山大学演劇部舞台公演。

日時 8月26日(金) 15:00～
場所 和歌山県民文化会館
参加費 無料(ただし整理券が必要。全席自由)
定員 324名(先着順)
主催 和歌山大学演劇部
問い合わせ 和歌山県民文化会館 (073-436-1331)

●映画「祝福(いのり)の海」

「ロハスな暮らしを楽しむ地

球塾」の一環として開催。

日時 8月26日(金)
18:30～20:30
場所 almo ギャラリー(中ぶらくり丁)
参加費 1,000円(事前申込み必要)

問い合わせ 8月25日までに almo ギャラリー(紀州まちづくり舎内・073-425-8583、メール kishu.machi@gmail.com)まで。

●たっぷりお寺ヨガ

歴史ある建物で2時間半たっぷりと時間をかけて、自分の心と身体に向かい合い、整えていきましょう。

日時 8月28日(日)
18:30～21:00
場所 総持寺(和歌山市梶取86)
参加費 2,000円(事前申込み必要)
問い合わせ 和歌山県スポーツ振興財団 (073-435-5200)

「わかやまイベントボード」は、和歌山県内で開かれるイベント情報を無料で登録・閲覧できるウェブサイトです。是非ご利用下さい。

このほかの情報もたくさん掲載!
「わかやまイベントボード」URL
PC版 http://eventboard.shiminjuku.jp/
携帯電話版 http://eventboard.shiminjuku.jp/m/

NPO 紙上講座 (38) NPO 法人をつくろう! ②

A 寄附金が優遇税制の対象になる「認定 NPO 法人」。なんだかややこしいけど、条件はまだまだあるんだよね。

B 前回取り上げた、「どれだけ多くの人から寄附を受けているか」の指標となるパブリック・サポート・テスト (PST) 以外には、(1) 公益的な活動を主にこなっていること、(2) 運営組織や経理が適切であること、(3) 事業活動が適正に行われていること、(4) 情報公開をおこなっていること、(5) 所轄庁に対して事業報告をきちんとおこなっていること、(6) 法令違反がないこと、(7) 設立日から1年以上経過していること、(8) 法律で定める欠格事由に該当しないこと、の8つの基準があるんだ。

A うっ、文字で見ると難しそうに見えるね…。
B 基準を文字で書くとそうなんだけど、実はまっとうな活動をおこなっていれば多くの NPO 法人はこの条件をクリアできると思うよ。

A そうなの?
B 「寄附者名簿以外の書類は 2 日もあれば書けた

よ」っていうところもあるくらいだからね。

A へえ、そんなもんなの?
B おおまかには①会計を複式簿記でおこなっているか公認会計士の監査を受けている、②帳票書類をきちんと残していること、③事業費と管理費の区分がきちんとできていること、④役員の履歴とプロフィールが書類等で把握できること、ができていれば、そんなに難しくはないんだ。手間はかかるけど。A 複式簿記は簿記の知識が必要だけど、ほかは日頃の事務ができていけばいけそうな気がするね。

B ひとつ注意したいのは、一般の NPO 法人では、役員のなかに配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1/3 を超えてはいけないという規定があるんだけど、認定 NPO 法人では、もうひとつ規定がある。例えば、役員のうち 2 人が別の C という法人の役員を兼務しているとか、別の 2 人が D という会社の役員と社員である、というようなケースがある場合、その人数は役員総数の 1/3 を超えてはいけないんだ。NPO 法人には別の NPO などでも役員をしているという

ような人が意外に多いから、プロフィールはきちんと確認しておかないといけないな。

A 確かに気心が知れた仲間が中心になって設立した NPO 法人、なんていうのも多いから、意外にこのチェックポイントは盲点になりそうだね。

B あとは支出の事業費と管理費の区分だけど、人件費がある場合、計算が面倒くさいからと人件費を全額管理費に計上しているケースがあるけど、本来は事業運営そのものにかかる人件費は事業費に計上する必要がある。ここをきちんとしておかないと、事業費よりも管理費のほうが支出額が高くなってしまふことが多い。これは会計上では「公益的な活動をしている」とは解釈されない。事業費と管理費の区分のルールをきちんと定めておく必要があるね。

A やっぱり文字だと難しそうだけど、ひとつひとつ丁寧に整理してみると、意外に難しくなさそうな感じがするね。

B 条件が複雑のようにみえて最初から尻込みしてしまう団体も多いけど、PST がなんとかかなりそうであれば、認定の申請に向けてチャレンジする価値はあると思うよ。書類は確かに面倒くさいけどね(苦笑)。